

## 平成20年度軽自動車税納税通知書について

平成20年度軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送します。

平成20年度軽自動車税の納期限は、6月2日(月)です。

口座振替を依頼されている方は、振替日の前日までに預金残高の確認をお願いします。

## 軽自動車税の減免申請について

### 減免対象軽自動車

- ・身体障害者、精神障害者が自ら使用する軽自動車
- ・身体障害者、精神障害者のために生計を一にする方が使用する軽自動車
- ・構造が身体障害者等の利用に供するものである軽自動車

軽自動車の減免申請は、昨年度以前減免を受けた方でも毎年申請することが必要となります。

普通自動車で減免を受けている場合は、軽自動車で減免を受けることはできません。

(障害者1人につき、1台の減免が可能です)

### 持参していただく物

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、運転する方の免許証、車検証のコピー、納税通知書、印鑑

### 申請期間

5月15日(木)~5月26日(月) (土・日・祝日を除く)

### 申請場所

下野市役所 国分寺庁舎1階 税務課

申請書は税務課に備えてあるほか、市ホームページからダウンロードいただけます。



## 間もなく車検を受ける車の軽自動車税を口座振替されている方へのお願い

軽自動車税を口座振替されている方への車検用納税証明書の送付は、毎年6月20日頃となります。車検は、車検有効期限の1か月前から受けることができます。誠に恐れ入りますが、車検有効期限が平成20年5月31日から6月20日頃の場合、平成19年度車検用納税証明書(証明書の有効期限:平成20年5月30日)で5月30日までに車検を行ってください。なお、平成20年度車検用納税証明書(証明書の有効期限:平成21年5月29日)は、金融機関からの収税処理が確認され次第、各庁舎市民課窓口にて申請により無料で発行することができます。

## 市税等の滞納整理を強化しています

税金は皆さんが安心して暮らしていくための大切な財源です。下野市は、滞納の解消を図るために、栃木県に設置されている「地方税徴収特別対策室」と協働して滞納整理を強化しています。

税金を滞納すると、本来納めるべき税金のほかに督促手数料や延滞金を納めなければなりません。また、納税義務者が税金の滞納を放置していると、法律に基づき財産差押等の滞納処分を受けることとなりますので、納税は納期限内にさせていただきようお願いします。

【下野市では滞納整理のために、次のような取り組みを行っています】

納税相談・・・市税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告・・・納期限を過ぎても納付がない方に対し、催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問等を行います。

財産調査・・・滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

給与調査・・・滞納者の給与を差押えするため、勤務先に対して給与の調査を行います。

差押処分・・・滞納者の財産(不動産、預貯金、生命保険、給与、自動車等)に対し差押えを行います。差押え後も納付にならない場合は、やむを得ず差押えた財産の公売や取立てを行います。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554